

平成28年度実地指導結果

1. 実地指導実績数

18事業所

- うち 認知症対応型通所介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業所
 - 認知症対応型共同生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業所
 - 小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業所
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・・ 5事業所
 - 地域密着型通所介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8事業所
- ※地域密着型通所介護については、3月末までに残り3事業所実施予定

2. 主な指導内容

(1) 認知症対応型通所介護

【認知症対応型通所介護計画について】

- ①草津市指定地域密着型サービスの人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（以下、草津市条例という）第72条に規定する、認知症対応型通所介護計画の作成について、目標に向けて行う訓練内容とその結果について、具体的で個別的な内容を作成し、記録すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護

【運営規定について】

- ①介護予防の事業を行っていることから、対象者について、双方に対応できる表記に改めること。
- ②草津市条例第119条に規定する、認知症対応型共同生活介護計画の作成について、「介護計画」から「認知症対応型共同生活介護計画」へ改めること。

【契約書について】

- ①利用者が入院した場合の解約手続き等に関する具体的な内容を追加すること。

【認知症対応型共同生活介護について】

- ①介護職員が行うことができる医療行為を、従業員全員で把握し、適切なケアを行うこと。

(3) 小規模多機能型居宅介護

【重要事項説明書について】

- ①利用者が入院された場合について、具体的な文言を追加すること。
- ②サービス提供時間の内訳について、【通いサービス】から【宿泊サービス】をそのまま利用される場合、空白の時間の取り扱いについて明記すること。

【小規模多機能型居宅介護計画について】

- ①草津市条例第97条第4項に規定する、小規模多機能型居宅介護計画の作成について、作成日および利用者の同意を得た日を記録すること。

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【運営規定について】

- ①参考条例を「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」から「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」へ変更すること。

【重要事項説明書について】

- ①苦情の受付について、「滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課」の情報を追加すること。
- ②入所対象者について「要介護度1以上」から「原則要介護度3以上」へ変更すること。

【地域密着型施設サービス計画書について】

- ①草津市条例第159条第6項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、医療と介護の連携は不可欠であることから、サービス担当者会議の開催にあたっては、主治医の参加もしくは意見を求めること。
- ②草津市条例第159条第8項に規定する、地域密着型施設サービス計画の作成について、利用者または家族へ同意を得た後に、交付した日付について記録すること。
- ③草津市条例第159条第10項に規定する、地域密着型施設サービスの作成について、モニタリング方法を含め、記録すること。

(5) 地域密着型通所介護

【運営規定について】

- ①通常の事業の実施地域について「草津市」へ変更すること。
- ②介護予防の事業を行っていることから、対象者について、双方に対応できる表記に改めること。

【勤務形態について】

- ①厚生労働省令第20条1項に規定する、生活相談員について、生活相談員の要件を満たしていない職員が生活相談員として勤務しているため、社会福祉主事等の資格を有する他の職員を生活相談員として配置すること。

<p>②厚生労働省令第30条に規定する、勤務体制の確保について、看護師の配置ができていない日があったことから、従業者の勤務体制を改めること。</p>
<p>【個別機能訓練加算（Ⅱ）について】</p> <p>①居宅サービス計画書の内容に沿った個別機能訓練計画を立てること。</p> <p>②加算することが出来る条件の一つとして「機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること」となっていることから、訪問した記録を書類として残すこと。</p>
<p>【運行記録について】</p> <p>①毎回、利用者の到着時間と送迎開始時間の記録を送迎者ごとに残すこと。</p>
<p>【地域密着型通所介護計画について】</p> <p>①指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、厚生労働省令という）第27条2項、5項に規定する、地域密着型通所介護計画について、単なるレクリエーションを行うのではなく、ケアマネジャーが立てている居宅サービス計画書に沿った内容のサービスを実施し、その後、評価を行うこと。</p> <p>②厚生労働省令第27条3項、4項に規定する地域密着型通所介護計画について、同意を得た日および訪問日を記録すること。</p>

(6) 共通事項

<p>【運営規定について】</p> <p>①従業者の員数について、現時点での勤務状況を記載するのではなく、最低基準の「〇名以上」という文言に置き換えること。</p> <p>②利用料その他の額について、利用者負担を「1割」から「1割もしくは2割」という表記へ改めること。</p> <p>③利用者の人権の擁護、虐待の防止について、条文へ追加すること。</p> <p>④他の社会福祉施設との連携について、条文へ追加すること。</p> <p>⑤記録の整備について、条文へ追加すること。</p> <p>⑥運営推進会議の実施について、条文へ追加すること。</p>
<p>【重要事項説明書について】</p> <p>①事業所の職員体制について、実態に即した員数を記載すること。</p> <p>②サービスを提供するにあたって、介護保険被保険者証以外に、介護保険負担割合証の確認も行うこと。</p> <p>③重要事項説明書は利用者のサービス選択に資するものであり、直接契約に結びつくものでないことから、契約を前提とした文面を改め、「利用者」から「本人」等の表現に改めること。</p>

<p>【契約書について】</p> <p>①個人情報を用いる際に、あらかじめ文書で本人または家族等から同意を得ること。</p>
<p>【請求書（領収書）について】</p> <p>①介護保険サービスの中の医療系サービス（訪問看護や訪問リハビリ）を利用している者について、領収書の備考欄等に医療費控除に関する説明を追加すること。</p>
<p>【マニュアルや記録について】</p> <p>①消防団や地域住民、他の社会福祉施設との連携を図り、災害対策に必要な訓練を行うこと。また、地震や台風、水害等、災害の種類によって避難経路等も変わってくることから、それぞれの災害に対応可能なマニュアルを作成すること。</p> <p>②研修内容や苦情処理対応の報告書等を、従業員へ周知し、保存すること。</p>
<p>【勤務形態について】</p> <p>①管理者は管理者の業務に支障がない限り、他の業務を兼務することができるが、管理業務に充てている時間が少ない場合、管理者は管理業務を主とするような勤務体制を確保すること。</p>